

加盟団体規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人市原市体育協会（以下「協会」という。）定款第49条第1項の規定により、加盟団体に関する事項について定める。

(加盟団体)

第2条 協会の加盟団体は、次のとおりとする。

(1) 定款45条第1項第1号に定める団体（以下「加盟競技団体」という。）

市原市野球協会、市原市卓球協会、市原市ソフトテニス協会、市原市柔道連盟、市原市剣道連盟、市原市陸上競技協会、市原市バレーボール協会、市原市バドミントン協会、市原市サッカー協会、市原市テニス協会、市原市弓道協会、市原市水泳協会、市原市バスケットボール協会、市原市ラグビーフットボール協会、市原市ソフトボール協会、市原市ハンドボール協会、市原市クレ射撃協会、市原市相撲協会、市原市空手道連盟、市原市ヨット協会、市原市ボクシング連盟、市原市ライフル射撃協会、市原市スキー連盟、市原市アマチュアゴルフ協会、市原市体操協会、市原市スケート協会、市原市ボウリング協会、市原市合気道連盟、市原市少林寺拳法協会、市原市自転車競技連盟、市原市カヌー協会、市原市綱引連盟、市原市なぎなた連盟、市原市ゲートボール協会、市原市アーチェリー協会、市原市ダンススポーツ協会、市原市太極拳協会、市原市グラウンド・ゴルフ協会、市原市スナッグゴルフ協会、

(2) 定款第45条第1項第3号に定める団体（以下「社会体育団体」という。）

市原市レクリエーション協会、市原市スポーツ少年団

(加盟団体の組織)

第3条 加盟団体は、それぞれ市統括団体として適当なる組織を有し、所属する上部団体のあるものは、その規則に準拠しなければならない。

(報告及び届出義務)

第4条 加盟団体は、毎年、補助金交付規程に定める必要書類を協会理事長に提出するものとする。

第5条 加盟団体は、前条により提出した書類に変更があった場合には、直ちに書面をもって届出なければならない。

(負担金)

第6条 加盟団体は、定款第47条に規定する負担金を毎年6月末までに納入しなければならない。

2 前項の負担金は、当該年度の理事会において決定する。

(加 盟)

第7条 定款第46条により、新たに協会の加盟団体になろうとする団体は、その代表者が次の書類を協会理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 加盟申請書（事務所所在地及び連絡先を明記すること）

(2) 規則・会則等

(3) 役員等一覧表

(4) 事業概況書及び当該年度の事業計画表と収支予算書

2 加盟の承認を得た団体は、直ちに定款第47条に規定する負担金を納付するものとする。

(脱退及び処分)

第8条 定款第48条により、加盟団体を脱退しようとする場合には、次の書類を協会理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 脱退届

(2) 脱退理由書

2 加盟団体が定款第45条の資格を失ったとき、又は協会の加盟団体として不適当と認められたと

きは、理事会の決議をもってこれを脱会させることができる。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。